

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年8月5日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000006号  
厚生局事案番号 : 北海道(事)第2000006号

## 第1 結論

平成3年2月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年2月から同年12月まで

平成2年6月に国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料をA信用金庫のB地区にあった支店で毎月納付していたのに、年金記録では、請求期間について保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料をA信用金庫において毎月納付していたとしているところ、同信用金庫は、資料の保存年限が経過しており、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを確認できる資料は保存していない旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付について証言してくれる者として元夫の名前を挙げていることから、元夫のオンライン記録の住所に照会文書を送付したが、あて所に尋ねあたらず当該文書が返送されたため、請求者が請求期間に係る保険料を納付していたことを裏付ける関連資料及び陳述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間直後の平成4年1月16日付けで、国民年金第1号被保険者から国民年金第3号被保険者に種別変更していることが確認できるものの、当該種別変更は、平成8年10月3日付けで、平成4年1月16日まで遡って処理が行われている上、請求者の国民年金保険料が還付された形跡も見当たらないことから、請求者の保険料は、請求期間後も当該処理時点(平成8年10月3日)まで未納になっていたものと推認され、請求者が請求期間の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録によると、請求者には、請求期間以外にも複数の国民年金保険料の未納期間が確認できる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000011号  
厚生局事案番号 : 北海道(事)第2000007号

## 第1 結論

昭和58年1月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年1月から昭和61年3月まで  
請求期間について、夫が私の国民年金の加入手続を行い、夫が国民年金保険料を納付していたはずなのに、年金記録では、国民年金の加入記録及び保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、共済組合の組合員の配偶者であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間について国民年金に任意加入する必要があるところ、請求者が現在唯一所持する年金手帳によると、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は昭和61年4月1日、被保険者の種別は第3号被保険者であることが確認でき、これは請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録における最初の国民年金被保険者資格取得年月日、被保険者の種別と一致しており、請求者が請求期間において国民年金に任意加入していた形跡は見当たらない。

また、請求者の夫は、昭和57年12月頃にA市役所で請求者に係る国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、請求者の手帳記号番号及び請求者の前後の手帳記号番号における国民年金被保険者の資格取得処理日(昭和61年7月18日)並びに請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿に記録されている手帳交付日(昭和61年7月15日)により、昭和61年7月頃に払い出されたものと推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の最初の国民年金の加入手続は、昭和61年7月頃に行われたものと考えられ、請求者及び請求者の夫の陳述と加入手続の時期が相違している。

さらに、国民年金の任意加入は加入手続を行った日から加入し、同日が属する月以後の国民年金保険料を納付することが可能となるが、制度上、遡って加入することはできないことから、請求者の最初の国民年金の加入手続が行われたものと考えられる昭和61年7月頃の時点では、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者の夫は、請求者の請求期間に係る保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、請求期間は、39か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の国民

年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

このほか、請求者及び請求者の夫が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。